第十六条の六第一項から第四項までを削り、同条第五項中「第六条の五第十四項」を「第六条の六第十六項」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2　前条第一項の規定は、法第十条の五第七項第二号に規定する総務省令、財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、前条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは、「法第十条の五第七項第二号の特定対象者に係る前条第一項各号（第一号及び第四号を除く。）に掲げる事項に相当する事項」と読み替えるものとする。

3　令第六条の六第十八項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とし、同項第一号に規定する総務省令、財務省令で定める期間は、当該各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　被保険者証等及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第七条第四号に定める書類で被保険者証等に準ずるもの　報告金融機関等がこれらの書類の提出又は提示を受けた日から五年

二　前号に掲げる書類（以下この号において「確認書類」という。）に基づいて行つた確認を記録した書類　報告金融機関等が当該確認書類の提出又は提示を受けた日から五年

第十六条の七第一項中「第六条の六第一項に」を「第六条の七第一項に」に改め、同項第一号中「第六条の六第一項第三号」を「第六条の七第一項第三号」に改め、同号イ中「第六条の七第一号ト」を「第六条の八第一号ト」に、「第十六条の九第五号」を「第十六条の九第六号」に、「第十六条の六第一項第四号」を「第六条の七第一項第四号」に、「第十六条の九第五号」を「第十六条の九第六号」に、「第六条の六第二項」を「第六条の七第二項」に改め、同条第二項中「第六条の六第二項」を「第六条の七第二項」に改める。

第十六条の八第一項中「第六条の七各号列記以外の部分」を「第六条の八各号列記以外の部分」に改め、同項第一号中「第六条の七第一号イ」を「第六条の八第一号イ」に改め、同項第二号中「第六条の七第一号ニ」を「第六条の八第一号ニ」に、「第六条の八第一号ニからヘまで」を「第六条の七第一号ニからヘまで」に改め、同号イ中「第六条の七第一号ニ」を「第六条の八第一号ニ」に、「次条第六号」を「次条第二項第六号」に、「第六条の七第一号ホ」を「第六条の八第一号ホ」に改め、同項第三号中「第六条の七第一号ト」を「第六条の八第一号ト」に改め、同項第四号及び第五号中「第六条の七第一号チ」を「第六条の八第一号チ」に改め、同項第六号中「第六条の七第二号」を「第六条の八第二号」に改め、同項第七号中「第六条の七各号」を「第六条の八各号」に改め、同条第二項中「第六条の七第二号」を「第六条の八第二号」に改める。

第十六条の九の見出しを「（特定法人の範囲）」に改め、同条中「第六条の八第一項第十号イ」を「第六条の九第一項第十号イ」に改め、同条第十号中「第六条の六第一項第五号ロ」を「第六条の七第一項第五号ロ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第六条の九第一項第七号に規定する総務省令、財務省令で定める国又は地域は、相手国等（アラブ首長国連邦、アンギラ、英領バージン諸島、カタール、クウェート、ケイマン諸島、タークス及びカイコス諸島、ナウル、バーレーン、バハマ、バミューダ諸島又はマーシャルに係るものに限る。）とする。

第十六条の十二第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「次条第二項第三号」を「次条第二項第五号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項第一号チ」を「第三項第二号チ」に改め、同項第一号中「第十六条の九第一号」を「第十六条の九第二項第一号」に改め、同項第二号中「第十六条の九第二項第二号」を「第十六条の九第二項第五号」に改め、同項第三号中「第十六条の十三第四項」を「第十六条の十四第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項第一号ホ中「第六条の七第一号ト」を「第六条の八第一号ト」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

令第六条の十四第一項に規定する総務省令、財務省令で定める法人は、法人で次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　外国の政府又は地方公共団体（以下この項において「外国政府等」という。）との間に完全支配関係があること。

二　当該法人の純利益の額が、当該法人又は当該法人に係る外国政府等グループ（前号の外国政府等及び当該外国政府等による完全支配関係がある他の法人の集団をいう。以下この項において同じ。）に属する他の法人の確定した決算において経理される場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）における当該法人であること。

イ　当該法人の行う事業が、公共の福祉の増進に寄与することを目的とせず、かつ、当該外国政府等の事業に関連しない場合

ロ　当該法人の事業活動からもたらされる経済的利益が当該外国政府等グループに属する法人以外の者によつて享受される場合において、当該経済的利益の享受が当該法人の事業の目的に照らして適当であると認められないとき。

ハ　当該法人が銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業を行う場合には、当該金融業に係る事業活動から生ずる所得の全部又は一部が当該外国政府等グループに属する法人以外の者に帰属するとき。

三　当該法人が解散したときは、その残余財産の全部が当該法人に係る前号の外国政府等グループに属する他の法人に帰属すること。

2　前項第一号及び第二号に規定する完全支配関係とは、次に掲げる者のいずれかが法人の発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する場合における当該者と当該法人との間の関係（以下この項において「直接完全支配関係」という。）をいう。この場合において、当該者及びこれとの間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該者との間に直接完全支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を保有するときは、当該者は当該他の法人の発行済株式等の全部を保有するものとみなす。

一　一の外国の政府（当該外国の一又は二以上の地方公共団体を含む。）

二　一の外国の一又は二以上の地方公共団体

第十六条の十三第一項中「届出書若しくは」を「届出書の提出若しくは同条第四項の規定による」に改め、「（次項第一号において「届出書等」という。）」を削り、「場合又は」を「場合、」に改め、「第六項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「行つた」の下に「場合又は同条第六項の規定による要求をした」を加え、同条第二項第一号に次のように加える。

ニ　当該届出書等の提出が令第六条の三第五項、第九項若しくは第十一項若しくは法第十条の五第七項の規定において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求又は同条第六項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨

第十六条の十三第二項第二号を次のように改める。

二　法第十条の五第二項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

イ　令第六条の三第五項、第九項又は第十一項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項

(1)　当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容

(2)　当該要求を行つた法第十条の五第二項の特定取引を行つた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(3)　報告金融機関等が(2)の特定取引を行つた者に係る当該特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

(4)　当該要求を行つた場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その旨